

横浜市寿生活館 指定管理者公募要項

令和7年2月

横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課 援護対策担当

目次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	公募の概要	1
	(1) 対象施設	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 指定管理者の公募、選定及び指定(「5 公募及び選定に関する事項」参照)	1
	(4) 問合せ先	2
3	指定管理者が行う業務	2
4	横浜市寿生活館の概要	2
	(1) 施設の設置目的	2
	(2) 目的達成の手段	2
	(3) 実施事業(具体策)	2
	(4) 職員配置及び経費等(実施事業を支える体制)	4
	(5) リスク分担	5
	(6) 業務実施上の留意事項	6
5	公募及び選定に関する事項	11
	(1) 公募スケジュール	11
	(2) 公募手続きについて	11
	(3) 審査及び選定の手続きについて	13
	(4) 応募手続きについて	16
	(5) 応募条件等について	18
6	協定及び準備に関する事項	20
	(1) 協定の締結	20
	(2) 協定の主な内容	20
	(3) 開業準備及び業務の引継ぎ	20
	(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更	21
	(5) 指定取消及び管理業務の停止	21

1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO 法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和 8 年 4 月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

ア 名称

横浜市寿生活館（以下「生活館」といいます）

イ 所在地

横浜市中区寿町 3 丁目 12 番地 2

ウ 施設の概要

敷地面積 721 m²、建築面積 284 m²（3、4 階部分 各 259 m²）

構造 鉄筋コンクリート造 4 階建

エ 開館年月日

昭和40年 6 月、昭和47年 6 月（3、4 階部分増設）

オ 施設内容

3 階：貸付施設（全 3 室）

4 階：市民利用施設（会議室、集会室、洗濯室、シャワー室、湯沸室、ほか）

※ 1 階（保育園）及び 2 階（町内会館）は指定管理者による運営の対象ではありません。

カ 開館時間・休館日

（開館時間）火曜日から金曜日 午前 8 時 45 分から午後 8 時 45 分まで

日曜日及び土曜日 午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

ただし市長が必要であると認める場合は変更することができます。

（休館日）月曜日、休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

(3) 指定管理者の公募、選定及び指定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市寿生活館の指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、横浜市生活館条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項に基づき設置される「横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下「次点候補者」という。）の選定を行います。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課 援護対策担当
電話 045 (671) 2425 Fax 045 (664) 0403
E-mail kf-entai@city.yokohama.lg.jp

3 指定管理者が行う業務

条例第2条に規定する事業の実施に関すること。
(詳細は、以下を参照してください)

4 横浜市寿生活館の概要

(1) 施設の設置目的

生活館は、「住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等の更生と福祉を図るため」に設置される施設です(条例第1条)。

(2) 目的達成の手段

上記の目的を達成するために、次のことを実施します。具体的な実施事業は次項のとおりです。

- ア 住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等の生活の援護・相談
- イ 寿町及び周辺地区の女性や児童、高齢者、障害者等の生活の援護に関する事業

【参考】寿地区について

寿地区は、横浜市中区寿町を含む約0.06km²の範囲に113件の簡易宿泊所が密集している地域で、5,340人が宿泊しています(令和5年11月1日現在)。最盛期には8,000人以上の労働者でにぎわう「日雇労働者のまち」でしたが、昭和48年のオイルショック等を経て労働市場としての機能を徐々に失い、住民の高齢化や生活保護受給者の増加により「福祉ニーズの高いまち」へと変化しました。

また、第4期中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」(令和3年度～7年度)の寿地区計画では、5年後の目指す姿を「寿に住んでいる、寿で育ったと、堂々と言えるまち～寿はたがいに受け止め合い支え合う～」とし、次の3つの目標を掲げています。

- 住んでいる人、住んでいた人、働く人、訪れる人などまちに関わる人が人とのつながりを感じられるまちにします。
- 日常的な健康づくりを続けると共に、認知症等の病気になっても住みやすい地域づくりに取り組みます。
- 寿地区に関わる人に地区のことや役立つ情報を伝えていきます。

※第4期中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」については、次のページもご参照ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/default20220131.html

(3) 実施事業(具体策)

ア 施設の運営に関する業務

(ア) 生活館の建物全館の管理に関する業務(清掃、点検、小破修繕等)

生活館には、会議室、娯楽室等の福利厚生施設や、洗濯室、シャワー室、炊事場などの生活環境改善施設、及びテレビ、洗濯機等の設備・備品を備えています。これらの施設を

利用者に提供するため、指定管理者は施設・設備の維持保全、衛生維持及び管理に関する業務を行います。また、光熱水費については、2階入居施設（自治会館）との間で取り交わす覚書に従い、支出及び自治会負担分の請求を行います。なお、1階部分は、保育園が負担します。

(イ) 市民利用施設の運営（利用調整等）

市民利用施設として、生活困窮者の生活相談や援護、健康相談や生活改善のための支援を行うとともに、福利厚生の一環として、娯楽の提供や、住民同士の交流を図れるような運営を行います。

また、住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等の福祉の向上、健康づくりまたは交流のための活動等を行う団体が利用できる会議室等の貸出施設を運営し、当該団体の利用に供します。

(ウ) 高齢者事業・文化事業の実施

高齢者を対象に生きがいの創出や仲間づくりを進めるため、参加対象者を考慮し、各種事業の企画や実施を行います。事業は4種以上実施することとし、合計で月4回以上実施することとします。

(エ) その他必要な業務（寿生活館運営委員会）

生活館を効果的に運営・維持するため、地元委員（4名）・知識経験者（3名）・行政（2名）の計9名で構成された寿生活館運営委員会を設置し、指定管理者が事務局を担い、代表者が運営委員長を務め、寿生活館運営委員会の意見を聞きながら生活館の管理運営にあたります。

イ 建物及び設備の維持保全及び施設管理に関する業務

(ア) 建物及び設備の維持保全並びに管理

指定管理者は、生活館を適切に管理運営するために、日常的に建物及び設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検並びに巡回及び確認等）を行い、適切な状態を維持すること。建物及び設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに、協議のうえ必要な措置を講じます。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

(イ) 施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

(ウ) その他関係業務

生活館の施設・利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供し、施設の周知及び利用促進を図ります。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に関する取組などを適宜実施します。

(4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

生活館の指定管理業務に従事する職員として、施設の開館時間に合わせ、必要な職員数を配置すること（常勤・非常勤の別は問いません）とします。職員の資格要件はありませんが、3階及び4階の管理運営業務の責任者1名を定めることとします。地域の特性に合わせ、効果的に維持運営していく上で、生活館の職員の採用・配置等については、寿生活館運営委員会と十分協議を行うこととします。

イ 指定管理料

生活館の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。

ウ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、原則、2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」といいます。）。

なお、横浜市寿生活館については既に賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

エ 小破修繕等

建物、設備及び備品等の小破修繕等については、1件あたり60万円（消費税含む。）未満のものについては、年間の合計金額が180万円（消費税含む。）以下の範囲内で、原則、指定管理者の負担により実施することとします。

1件あたりの金額及び年間の合計金額が上記を超える場合については、横浜市の負担により予算の範囲内で実施することとします。なお、横浜市が発注する修繕工事の金額については、年間の合計金額には含みません。

大規模な修繕等、小破修繕にあたらぬ修繕については、横浜市と指定管理者の協議により実施します。

オ 利用者の実費負担について

生活館は利用料金制を採用しておらず、施設の利用にかかる利用料金は徴収しません。ただし、印刷機、複写機等の使用にかかる印刷費・紙代等の実費は利用者の負担とし、適切に徴収します。

また、自主事業等にかかるテキスト代・保険料等の実費相当額を参加者から徴収することができます。これら実費収入は指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		横浜市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
	横浜市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		

許認可等	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	横浜市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために横浜市に発生する費用※1		○	
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	横浜市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷、修繕等	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	小破修繕 (負担限度付き 上段：1件あたり、下段：年間合計)		60万円未満 180万円未満	左記金額を超える場合
	それ以外のもの			○
利用者等への損害賠償	横浜市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	横浜市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※2	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※1 ①次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会等の委員に支払う謝金等の費用

②組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用

※2 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症の流行等

(6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

- (ウ) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- (エ) 横浜市寿生活館条例（昭和 40 年 6 月条例第 33 号）
- (オ) 横浜市寿生活館条例施行規則（昭和 40 年 7 月規則第 61 号）
- (カ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (キ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月条例第 38 号）
- (ク) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ケ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (コ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (サ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (シ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の受審

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

生活館の指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイト上で公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の 2 年目又は 3 年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期を原則とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

(エ) 運営状況の報告

指定管理者は、横浜市の求めに応じ運営状況について適宜報告するものとします。

(オ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ② 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとともに、横浜市へ遅滞なく報告しなければなりません。
- ③ 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は 1 億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に生活館を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるように、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

②当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

現段階では、横浜市防災計画等に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(サ) 急病等への対応

指定管理者は、利用者等の急な病気、けが等に対応できるように、マニュアルを作成するとともに、AEDを設置し、その取扱いに習熟するほか、横浜市寿町健康福祉交流センター内の診療所や近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこととします。

(シ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(ス) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(セ) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）により、指定管理者は公の

施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(ソ) 横浜市中心企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中心企業振興基本条例（平成 22 年 3 月横浜市条例第 9 号）により、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合がありますため、これに協力してください。

(タ) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。

なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する場合がありますため、これに協力してください。

(チ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体（共同事業体においてはすべての構成団体）について財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出する必要があります。

(ツ) ウェブサイトについて

a 掲載すべき情報

指定管理者が生活館のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 生活館の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティに関する仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 のレベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(テ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(ト) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ナ) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

公募のお知らせ・公募要項の配布	令和7年2月25日(火)から4月21日(月)
現地見学会及び応募説明会	令和7年3月11日(火)
公募要項に関する質問受付	令和7年3月11日(火)から3月18日(火)
公募要項に関する質問回答	令和7年3月25日(火)頃(予定)
応募書類の受付期間	令和7年4月21日(月)から4月25日(金)
審査・選定(面接審査実施)	令和7年6月上旬～7月下旬
選定結果の通知・公表	令和7年8月中旬
指定管理者の指定	令和7年12月下旬(予定)
指定管理者との協定締結	令和8年1月上旬締結(予定)

(2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間

令和7年2月25日(火)から令和7年4月21日(月)まで
(土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時まで)

(イ) 配布場所

健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当(横浜市中区本町6-50-10)
横浜市市民情報センター(横浜市中区本町6-50-10)
横浜市ウェブサイトからもダウンロードができます。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/kotobuki/>

ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、本公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

(ア) 開催日時：令和7年3月11日(火) 14時から16時まで

(イ) 開催場所：横浜市寿生活館

(ウ) 参加人数：各団体3名以内とします。

(エ) 申込方法：参加をご希望される団体は、2月28日(金)午後5時までに、E-mailまたはFAXで「横浜市寿生活館応募説明会申込書」(様式12)を健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当に送付してください。

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

エ 公募要項等に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：令和7年3月11日(火)午前9時から3月18日(火)午後5時まで

(イ) 受付方法：E-mailまたはFAXで「横浜市寿生活館指定管理者公募要項等に関する質問書」(様式 13)を健康福祉局生活福祉部生活支援課 援護対策担当に送付してください。なお、電話及び窓口でのお問合せには応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

オ 質問への回答

回答方法：令和7年3月25日(火) (予定) に、ウェブページで回答を公表します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/kotobuki/>

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5 (4) 応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：令和7年4月21日(月) 午前9時から令和7年4月25日(金) 午後5時まで

(ウ) 受付方法：健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当まで、直接持参又は記録が残る送付方法(簡易書留等)でご提出ください(受付期間内必着)。

(エ) 提出先：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 16階
健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当

(3) 審査及び選定の手続きについて

ア 審査方法

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、寿生活館の指定管理者として正式に指定されます。

イ 横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会（敬称略）

氏名	所属等
阪東 美智子	国立保健医療科学院 生活環境研究部 建築・施設管理研究領域 上席主任研究官
加藤 靖	NPO法人 市民の会寿アルク 本牧荘 施設長
丹羽 多佳子	不老町地域ケアプラザ 地域包括支援センター 主任介護支援専門員
林 州子	済生会横浜市東部病院 療養福祉相談室 医療ソーシャルワーカー
森 哲哉	公認会計士

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点	配点
1 団体の状況		30
(1) 団体の理念、基本方針	団体の理念、基本方針及び業務実績等が公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
(2) 団体の財務状況	団体の財務状況は健全で、施設の管理運営を安心して任せられるか。	5
(3) 団体の活動実績等	生活館の目的と類似した事業や、生活館の利用対象者もしくはそれに類する者を対象とした事業を実施した例があるか。また、その実績は良好か。	10
(4) 地域特性への理解	生活館を利用する対象者（住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等）の生活状況、寿地区に関する市の施策の方針や寿地区の歴史的背景等、地域特性について理解しているか。	10
2 運営ビジョン		15
(1) 施設運営の基本的な考え方	生活館の設置目的を理解し、設置目的に基づいてどのように施設運営を行うかが具体的に示されているか。	15
3 職員配置・育成		15

	(1) 職員の確保、配置及び労務管理	建物及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。また、勤務体制・労務管理は適切か。	10
	(2) 職員の育成	職員の育成・研修の考え方や計画が、職員の資質向上に資するものとなっている。	5
4 施設の管理運営			45
	(1) 事件や事故の防止・危機管理体制	事件や事故の防止体制が適切か。事件や事故の発生時、その他緊急時発生時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5
	(2) 施設・設備の維持保全と管理	保守管理や点検が、施設の安全確保及び長寿命化の観点を踏まえたものとなっているか。清掃や衛生管理等、施設内の環境整備についての考えは適切か。	5
	(3) 防災に関する取組	横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。地域と連携した具体的な取組が提案されているか。	10
	(4) 修繕等への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
	(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受付方法やこれらに対する対応に具体性があるか。	10
	(6) 広報に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ●生活館に関する情報を、パンフレットや広報誌、ウェブサイト等の各手段のうちの確なものを用い、しかるべき相手へタイムリーに提供する提案となっているか。 ●ウェブサイトを設置する場合、アクセシビリティへの配慮がなされた提案となっているか。 	5
	(7) 横浜市の重要施策を踏まえた取組	<p>事務・事業の遂行の際に、次に掲げる横浜市の重要施策を踏まえどう取り組むかが具体的に提案されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人情報保護、情報公開、人権尊重に関する横浜市の各施策 ●ヨコハマ プラ 5.3 計画 ●横浜市中小企業振興基本条例 ●横浜市障害者就労支援施設等からの優先調達方針 ●横浜市男女共同参画行動計画 	5
5 事業の企画・実施			30
	(1) 高齢者事業・文化事業	対象者の生活状況等を考慮し、対象者の生きがいがづくりや仲間づくりに資する事業が提案されているか。また、4種以上、月4回以上実施する計画となっているか。	10
	(2) 施設の利用促進	生活館の利用促進につながる広報その他の有効な具体策が示されているか。	5
	(3) 施設の利用調整	施設利用に関して、利用者間のトラブルが起きないように調整の具体策が示されているか。	5
	(4) 関係機関、地域団体等との連携	地域行事への協力をはじめ、関係機関・地域団体等と連携することにより、地域へ貢献するとともに事業の効果を高めていくことが期待できるか。	10

6 収支計画及び指定管理料		15
(1) 指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> ● 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 ● 利用者サービスのための経費や修繕費への配分、必要な人件費・委託料等、施設の特長や課題、給与水準や労務単価を踏まえた費用配分となっているか。 	10
(2) 運営の効率性	重要事項へ経費や人員を重点的に充てる一報、事務の改善や無駄の削減を進めるなど、効率的かつ効果的な管理運営を行う工夫が提案されているか。	5
7 加減点項目		20
(1) 市内中小企業等であるか	次のいずれかに該当するか。 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内中小企業 ● 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ● 地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5
(2) 障害者雇用率、ワークライフバランス及び男女共同参画の推進	障害者雇用率が法定雇用率を超えているか。	2
	以下の計画を策定しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ● 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（1点） ● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定（1点） 	2
	以下にあげる認定のうち、いずれかの認定を受けているか。 <ul style="list-style-type: none"> ● 次世代育成支援対策推進法による認定 ● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ● よこはまグッドバランス企業の認定 	1
(3) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	実績が良好であるか。	-10 ～10
合計（「7 加減点項目」を除く）		150

※1 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計150点満点の6割以上：90点）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。

※2 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市のウェブ

ウェブサイトへの掲載により公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/kotobuki/>

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後に公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/kotobuki/>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和7年12月下旬予定）

キ 管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本・副本各1部及びファイルに綴じた8部（計10部）を提出してください。副本を除く9部については、各書類にはページ数及びインデックスを付してください。また、用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書（様式1）（横浜市寿生活館施行規則第5条 別記様式）

イ 事業計画書（様式2）

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式3）

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式4）

オ 団体の概要（様式5）

カ 申請団体役員名簿（様式6）※県警照会用エクセルファイルデータも提出してください。

キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）

ク 定款、規約その他これらに類する書類

ケ 履歴事項証明書^{*1}（法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの）

コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

サ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類

シ 税務署発行の納税証明書「その3の3」^{*1, 2}（公募要項の配布開始以降に発行されたもの）

ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）^{*2}

応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

セ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類^{*3}

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ソ 健康保険の加入を確認できる書類^{*3}

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類^{*3}

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの
テ 加減点項目に係る申出書（様式14）及び障害者雇用計算表（様式14-2）※4、5

- ※1 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類（令和●年●月●日に●区局●●課に提出）として添付」と明記してください。
- ※2 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）」を提出してください。
- ※3 各種社会保険への加入の必要がないため、セ、ソ及びタの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。
- ※4 加減点項目のうち、「(1)市内中小企業等であるか」「(2)障害者雇用率、ワークライフバランス及び男女共同参画の推進」において加点を希望する団体は、「加減点項目に係る申出書（様式14）」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。
- ※5 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.30%を超えていることを確認するため、「加減点項目に係る申出書（様式14）」に加えて「障害者雇用計算表（様式14-2）」に必要事項を記入の上、提出してください。
- ※6 共同事業体として応募する場合は、上記アからエまでに加えて、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記オからツまでを提出してください。その際、次の2点をオに添付してください。
 - オー(ア) 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）
 - オー(イ) 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）なお、オ～テの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。
- ※7 中小企業等協同事業組合として応募する場合には、上記アからエまでに加えて、すべての担当組合員に関する上記オからツまでを提出してください。その際、次の書類をオに添付してください。
 - オー(ウ) 事業協同組合等構成員表（様式5-4）
- ※8 その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

対象者の更生及び福祉の増進に関する横浜市の施策の方針を理解し、対象者の生活状況及び寿生活館のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平に対象者に対する生活の援護等事業を実施することができる法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体（以下「団体」という）であること。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している団体
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていない団体
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である団体
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、横浜市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けた団体
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されている団体
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与している団体
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）である団体
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けている団体（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでない団体）

ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること
- (イ) 当該共同事業体の構成団体が生活館の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能であること
- (イ) 当該中小企業等協同組合の担当組合員が生活館の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないこと

オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

カ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) カ～ケの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

シ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 開業準備及び業務の引継ぎ

ア 開業準備

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。この場合、引継ぎに要する費用については、「引継ぎ関連費用」として積算の上、指定管理料とは別に提案してください。

引継ぎは指定期間が開始する前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後に、横浜市と指定管理者との間で契約を別途締結して実施します。

なお、積算にあたっては、次の条件が最低限満たされることを条件とした上で、費用の上限額を120万円とします。

詳細については、選定評価委員会による選定後、指定候補者と協議します。

【引継ぎの期間】 約2か月(令和8年2～3月頃)

【引継ぎの人数】 6人(寿生活館職員5人、事務職員1人)

【引継ぎ項目】

- ・施設及び設備の管理・維持に関する事項
- ・市民利用施設
- ・高齢者事業・文化事業
- ・その他必要業務

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、家計書類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。

また、指定から指定管理期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、生活館に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為（会社法第 5 編に規定する各行為をいう。以下同じ。）等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。